

豊岡市手話言語条例の制定

～お互いを尊重し共に生きる地域社会の実現を目指して～

本市では、地域行事等への手話通訳者派遣や手話奉仕員養成講座の開催などを通じ、手話言語と聴覚障害への理解促進に努めてきた。

市民一人ひとりが手話を言語として認識し、更なる理解促進と手話言語の普及啓発を進めるため、「豊岡市手話言語条例」を制定する。

1 条例の概要

(1) 前文

条例の理解を深めるため、手話言語、ろう者の歴史、市の現状に触れ、市が目指す姿を示している。

(2) 目的

手話が言語であるという認識に基づき、基本理念を定め、市の責務並びに市民や事業者等の役割を明らかにするとともに、手話言語に関する施策を推進するための基本的な事項を定めることにより、施策を総合的かつ計画的に推進することで、全ての市民が安心して生活でき、お互いを尊重し共に生きる地域社会を実現することを目的としている。(第1条)

(3) 基本理念

全ての市民が手話は言語であることを認識し、お互いを尊重することを基本として、手話言語及び聴覚障害への理解の促進、手話言語の普及等を行わなければならないことを基本理念としている。(第2条)

(4) 市の責務及び市民等の役割

市は、手話言語に関する施策を推進し、また、市民・事業者・学校等・医療機関の役割を明らかにしている。(第3条～第7条)

区 分	役割
市 民	施策に協力するよう努める。
事 業 者	施策に協力するとともに、ろう者が利用しやすいサービス及び働きやすい環境を提供するよう努める。
学 校 等	乳幼児、児童及び生徒に対し、手話言語に接する機会を提供することにより、手話言語及び聴覚障害への理解の促進に努める。
医 療 機 関	施策に協力するとともに、手話言語を必要とする乳幼児、児童又は生徒の保護者等に手話言語に関する情報提供及び関係機関との連携等を行うよう努める。

(5) 施策の推進

手話言語及び聴覚障害に対する理解の促進、手話言語の普及等施策を推進することとしている。

また、施策の推進にあたっては、ろう者及び手話通訳者その他関係者の意見を聴くこととしている。(第8条)

令和7年度に予定している主な事業内容

区分	内容
新規	学校等において、ろう者等による手話言語に関する福祉教育を推進する。
拡充	手話言語や聴覚障害について、理解を促進するため、市HPや広報等により周知・啓発する。 医療機関からきこえない、きこえにくい子どもの保護者へパンフレットで手話言語に関する情報提供を行う。
継続	日常生活において手話言語で会話ができる人を増やすため手話奉仕員養成講座を実施する。
継続	公共施設や病院等における手続き等において、手話言語が必要な人へ手話通訳者を派遣する。

2 施行日

令和7(2025)年4月1日

[問合せ] 健康福祉部社会福祉課 TEL0796-24-7033(直通)